

様式第1号（第12第2項）

公募型プロポーザル方式実施公告

製造の請負、物件の買入れその他の契約に係る公募型プロポーザル方式実施要領（平成28年3月31日付け27契検第160号。以下「実施要領」という。）に基づき、公募型プロポーザル方式により契約の相手方を選定するため、次のとおり企画提案書を公募します。

令和8年1月16日

長野県建設部都市・まちづくり課長

1 業務の概要

(1) 業務名 令和7年度 県単 松本平広域公園陸上競技場等竣工式・記念イベント企画業務

(2) 業務の目的

松本平広域公園は、「公園とまちに開かれた陸上競技場」というコンセプトのもと、県内唯一の第1種公認競技場である陸上競技場をはじめ、テニスコート等を整備しており、スポーツを通じて地域住民とアスリートが交流する拠点としての活用が期待される。

本業務では、令和8年9月の供用開始にあたり、建物の完成を祝い、感謝を伝え、安全と当該施設の繁栄を祈願する竣工式の企画と、施設のオープンを効果的に発信し、施設の利用促進と県民のスポーツへの関心を醸成する記念イベントを企画することを目的とする。

(3) 業務内容

松本平広域公園陸上競技場等の竣工式・記念イベント企画  
竣工式

①オープニングセレモニー

②走り初め

③打ち初め

記念イベント

④市民参加型スポーツ体験

⑤アスリートによる陸上教室・デモンストレーション

⑥施設見学ツアーア

⑦キッチンカー及びキッズスペースの設置による休憩スペース

(4) 仕様等

別添仕様書（案）のとおり

(5) 企画提案を求める具体的な項目

1. 提案者の実施体制、実績等

①運営体制

②類似事業の履行実績

2. 実施内容

①各イベント事業計画

②イベント企画詳細

(6) 業務の実施場所

長野県松本平広域公園陸上競技場

(7) 履行期間又は履行期限

契約締結日から令和8年3月27日（金）まで

(8) 費用の上限額 1,076,900円（消費税額及び地方消費税の額を含む。）

2 応募資格要件

公募型プロポーザル方式に応募する者は、次の各号に掲げる要件を満たさなければなりません。これらの要件を満たさない者が行った実施要領第19の企画提案書の提出から第31の契約の締結までの手続は無効とします。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項又は財務規則第120条第1項の規定により入札に参加することができない者でないこと。
- (2) 物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成23年3月25日付け22管第285号）に基づく入札参加停止の措置を受けていないこと。
- (3) 長野県の調達する製造の請負、物件の買入れその他の契約（建設工事の請負並びに建設工事に係る測量、調査、設計及び工事管理の委託並びに森林整備業務の請負及び委託を除く。）に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格（平成30年長野県告示第588号）の「その他の契約」の等級が何れかに区分されている者であること。
- (4) 長野県暴力団排除条例（平成23年長野県条例第21号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。
- (5) 法人にあっては都道府県税、消費税及び地方消費税、個人にあっては都道府県税、消費税、地方消費税及び個人住民税（個人の市町村民税・都道府県民税）を完納していること。
- (6) 労働保険、厚生年金保険及び健康保険に加入する義務がある者にあっては、これらに加入していること。
- (7) 過去3年以内に、同種又は類似の業務の実績を有すること。
- (8) 県内に本店又は支店・営業所を有すること。

3 参加申込書の作成・提出

公募型プロポーザル方式に応募する者は、次に掲げる事項に留意の上、参加申込書を提出するものとします。提出期限（(5)①）までに参加申込書を提出しない場合は、企画提案書を提出することができません。

(1) 参加申込書の作成様式

様式第3号による。

(2) 参加要件具備説明書類のとりまとめ様式

様式第3号の附表による。

(3) 参加申込書記載上の留意事項

① 同種又は類似の業務の実績

② 当該業務の実施体制

③ 同種又は類似の実績については、これを証する契約書の写しを添付してください。

(4) 担当課（所）・問い合わせ先

〒380-8570 長野県市大字南長野字幅下692-2

長野県都市まちづくり課都市公園係

電話 026-235-7296

F A X 026-252-7315  
メール toshikouen@pref.nagano.lg.jp

(5) 参加申込書の提出期限並びに提出先及び方法

- ① 提出期限 令和8年1月22日（木）（土曜日、日曜日及び休日※は除く。提出時間は午前9時から午後4時30分まで）
- ② 提出先 3(4)に同じ。
- ③ 提出方法 持参又は郵送とします。

ただし、郵送の場合は提出期限までに都市まちづくり課に到達したものに限ります。  
郵送で提出した場合は、到達したことを電話で3(4)の担当者に確認してください。

(6) 応募資格要件の審査

応募資格については、参加申込書及び資格要件具備説明書類に基づき審査します。

(7) 非該当理由に関する事項

- ① 参加申込書を提出した者のうち、応募資格要件に該当しなかった者に対しては、該当とならなかった旨及びその理由（非該当理由）を企画提案書の提出期限（6(5)①）の3日前までに、書面により都市まちづくり課長から通知します。
- ② 上記①の通知を受けた者は、通知を受けた日の翌日から起算して10日（土曜日、日曜日及び休日は除く。）以内に、書面（様式自由）により都市まちづくり課長に対して非該当理由について説明を求めることができます。
- ③ 非該当理由についての説明を求められたときは、書面を受理した日の翌日から起算して10日（土曜日、日曜日及び休日は除く。）以内に書面により回答します。
- ④ 非該当理由の説明請求の受付
  - ア 受付場所 3(4)に同じ。
  - イ 受付時間 上記②の期間中、午前9時から午後4時30分まで。（土曜日、日曜日及び休日は除く。）

(8) その他の留意事項

- ① 応募資格要件の非該当者以外の者への通知は行いません。
- ② 参加申込書提出後に辞退する場合は、辞退届（任意様式）を提出してください。

4 説明会

本業務における事前説明会は開催しません。

5 不明な点がある場合の質問の受付場所、受付期間、受付方法及びその回答方法

- (1) 受付場所 3(4)に同じ。
- (2) 受付時間 令和8年1月27日（火） 午前9時から午後4時30分まで。（土曜日、日曜日及び休日は除く。）
- (3) 受付方法 業務等質問書（様式第6号）をFAX又はメール等により提出するものとします。
- (4) 回答方法 都市まちづくり課長が求める企画提案項目に係る質問及び企画提案書の提出等の事務手続に係る一般的な質問の場合は、令和8年1月29日までに長野県公式ホームページで公表します

6 企画提案書の作成・提出

(1) 企画提案書の作成様式

様式第8号による。

(2) 企画書の作成様式

・企画書（企画書はA4とし、作成様式は任意とします。）

・企画書説明資料

・会社概要又はパンフレット

様式第8号の附表（例）による。

(3) 企画書記載上の留意事項

①企画書は別に定める仕様書（案）の内容を踏まえた上で以下の内容については必ず記載してください。

② 業務に要する経費は、本業務の実施に当たり必要な経費の合計額を記載してください。  
また、経費の合計額は1(8)に示す費用の上限額以内となるようにしてください。

② 「7 再委託の予定」又は「8 企画協力等の予定」記載欄には、当該業務の一部を再委託する場合又は学識経験者等の企画協力を受けて業務を実施する場合に記載すること。ただし、業務の全部又はその主たる部分を第三者に再委託することはできません。

(4) 企画提案書に関する質問の受付場所、受付期間、受付方法及びその回答方法

① 受付場所 3(4)に同じ。

② 受付時間 令和8年1月27日（火） 午前9時から午後4時30分まで。（土曜日、日曜日及び休日は除く。）

③ 受付方法 業務等質問書（様式第6号）をFAX又はメール等により提出するものとします。

④ 回答方法 企画提案内容に係る質問の場合は、原則として非公開としますが、質問者に対してはFAX又はメール等により回答します。

(5) 企画提案書の提出期限並びに提出先及び方法

① 提出期限 令和8年2月2日（月）（土曜日、日曜日及び休日は除く。提出時間は午前9時から午後4時30分まで）

② 提出先 3(4)に同じ。

③ 提出部数 6部

④ 提出方法 持参又は郵送とします。

ただし、郵送の場合は提出期限までに都市まちづくり課長に到達したものに限ります。  
郵送で提出した場合は、必ず、到達したことを電話で3(4)の担当者に確認してください。

提出先のメールアドレス（又はFAX番号）で受信できたものに限ります。郵送（、FAX）又はメールで提出した場合は、必ず、到達したことを電話で3(4)の担当者に確認してください。

## (6) 企画提案の選定基準

企画提案は、次の基準に基づいて選定されます。

評価項目	評価内容	配点
業務の内容	提案内容が業務目的を理解し、発注仕様書の内容を満たした提案となっているか	20
	業務目的や対象を踏まえ、イベントの企画が魅力的創意工夫に富んだ内容となっているのか。	20
	計画的なスケジュールになっているか	10
独創性	提案内容に独創性があるか	15
実施体制	業務の実施体制やイベント運営時の人員配置等が適切に考えられており、その確認ができるか。	10
プレゼンテーション	分かり易いプレゼンテーションとなっているか	10
実績	同種・類似の業務で過去に優れた実績があるか。	5
経済性	事業内容等に対して必要な経費が適切に見積もられ県予算の範囲内にあるか	10
合計		100

## (7) 企画提案の選定の方法

- ① 企画提案の配点の合計点について最高点となった者を選定します。

なお、評価の結果、最高点となった者の評価点が100点満点中60点以下の場合は選定しません。

- ② 企画提案書の選定に当たっては、企画提案評価会議を開催し、提出書類及びプレゼンテーションにより評価を行いますので、出席してください。

- ③ プrezentationの実施日時及び場所

日時：令和8年2月3日（火）（時間については個別に連絡します）

会場：長野県庁 8階審問あっせん室

※日程及び会場は、変更する場合があります。

## (8) 選定者、非選定者への通知及び公表に関する事項

- ① 企画提案書を提出した者のうち企画提案が選定され、見積業者に選定された者に対して、その旨を見積業者選定通知書により都市まちづくり課長から通知します。

- ② 上記①以外の者に対して、選定されなかった旨及び選定しなかった理由（以下「非選定理由」という。）を見積業者非選定通知書により都市まちづくり課長から通知します。

- ③ 見積業者を選定したときは、遅滞なく、見積業者選定経過書（様式第13号）及び企画提案評価会議評価書（様式第9号）を長野県公式ホームページに掲載するとともに、都市まちづくり課において閲覧に供します。

## (9) 非選定理由に関する事項

- ① (8) ②の見積書非選定通知書を受けた者は、通知を受けた日の翌日から起算して10日

（土曜日、日曜日及び休日は除く。）以内に、書面（様式自由）により都市まちづくり課長に対して非該当理由について説明を求めることができます。

② 非選定理由についての説明を求められたときは、書面を受理した日の翌日から起算して10日以内（土曜日、日曜日及び休日は除く。）に書面により回答します。

③ 非選定理由の説明請求の受付

ア 受付場所 3(4) に同じ。

イ 受付時間 上記①の期間中、午前9時から午後4時30分まで。（土曜日、日曜日及び休日は除く。）

（10）その他の留意事項

① 企画提案書は複数提出することはできません。

② 提出された企画提案書の内容は、変更することができません。

③ 提出された企画提案書は、返却しません。

④ 企画提案書の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とします。

⑤ 提出された企画提案書は、企画提案書の選定以外には提出者に無断で使用しません。

⑥ 参加申込書及び企画提案書に虚偽の記載をした者、並びにプレゼンテーションにおいて虚偽の説明をした者は、失格とともに、虚偽の記載又は説明をした者に対して入札参加停止を行うことがあります。

7 契約書案

別添契約書（案）のとおり

8 見積書の提出

（1）見積書の提出の依頼の通知を受けた者は、通知を受けた日の翌日から起算して3日以内（3日目が土曜日、日曜日及び休日の場合は、休日明けまで）に、見積書（様式第14号）を都市まちづくり課長に提出するものとします。

（2）見積書が、（1）の期限までに到達しないときは、当該見積は無効とします。

（3）見積書の提出の依頼の通知を受けた者は、見積を辞退しようとするときは、理由を示した辞退届を提出してください。

（4）見積を辞退した者は、これを理由として、以降の公募型プロポーザル方式等への参加について不利益な扱いを受けることはありません。

9 契約経過の公表

契約を締結した場合は、遅滞なく、契約業務名、履行場所、業務概要等の契約情報について、長野県公式ホームページに掲載するとともに、都市まちづくり課において閲覧に供します。

10 その他

（1）契約書作成の要否

必要とします。

（2）関連情報を入手するための窓口

〒380-8570 長野県市大字南長野字幅下692-2

長野県都市まちづくり課都市公園係

電話 026-235-7296

FAX 026-252-7315

メール toshikouen@pref.nagano.lg.jp

- (3) 必要に応じて参加申込に関する照会を行う場合があります。
- (4) 企画提案書の補足資料がある場合には、プレゼンテーション時に提出することができます。